

青法協 東京支部ニュース

発行

青年法律家協会
弁護士学者合同部会
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7
T&Tビル4階パートナーズL/O内
TEL 03-6907-4516
FAX 03-6907-4517



アフガニスタン 乾いた大地 ... 連載「風に逆らって」前田 朗

目次

国籍確認訴訟 - 大法廷判決！	近藤博徳 2
法曹人口問題の視点としての法曹の質という問題	山野目 章夫 4
今こそ3000人の見直しを求める時	野村修一 6
トークと音楽で憲法がより身近に！		
~今年も好評博した憲法フェスティバル	高橋右京 8
支部例会報告 4月、5月、6月	 9
ビルマ法律家連盟事務局長のアウン・トゥーさんと懇談会	12
青年法律家協会福岡総会に参加して	14
今後の指針となる総会	小貫陽介	
福岡総会の感想	中川勝之	
連載(3)「風に逆らって」一人ぼっちのシャリナウ公園	前田 朗15

国籍確認訴訟 - 大法院判決！

近藤博徳（４３期 TOKYO大樹法律事務所）

「原判決を破棄する。被上告人の控訴を棄却する。控訴費用及び上告費用は被控訴人の負担とする。」

予想していたのと違った主文に一瞬とまどった。あれ、上告人の日本国籍は認めないの？ああ、一審はこちらが勝ったから、原告敗訴の控訴審を取り消して、控訴を棄却して、それで残った一審判決が確定する、ということか。なんだか回りくどい判決だな。

私が担当していたのは第２事件だったので、山口弁護士が担当した第１事件の言い渡しを聞きながら頭を巡らし、続く第２事件の言い渡しは安心して嘸み締めることができた。

言い渡しが終わり、立ち上がって一礼すると、傍聴席から拍手がわき起こった。闘争の勝利を祝う咆哮のような拍手ではなく、久しぶりにすがすがしい判決を下した最高裁判所を讃え、またがんばってきた上告人ら母子を讃える、とても心が温かくなるような拍手だった。

平成１７年４月に提訴した国籍確認訴訟。第１事件の判決の前日に提訴・記者会見したことや、子どもたちが顔を出して会見に臨んだこともあって、提訴時にマスコミで大きく報道された。しかも翌日の第１事件の第１審判決は原告勝訴、国籍法３条１項の違憲無効を判断した画期的なものだったので、メディアは連日で湧いた。よく分かっていない人からは「昨日の事件、もう判決出たの。」と聞かれるほどだった。

JFC（Japanese Filipino Children）とのつき合いは長い。１９９３年にJFC弁護団が結成された当初からのメンバーで、当初は名ばかり会員だった時期もあるが、少なくとも１０年以上はJFCの問題に関わってきた（ちなみに現在は弁護団代表であり、また（特活）JFCネットワークの理事も務めている）。日本人父とフィリピン人母の間に生まれたJFCは、

全てが問題を抱えているというわけではないが、少なくないケースが父親からの養育を受けられず、認知もされないまま、フィリピンで貧しい暮らしに耐えていた。多くの在フィリピンのケースに関わる一方、日本国内にもいるJFCのケースも担当するようになってきた。今回裁判を起こした第２事件の９人のJFCのうち３人は、私が認知訴訟を担当したケースだった。

子どもたちの成長を見続けるうちに、日本で生まれ育ったにもかかわらず日本国籍がないことの不便さと不合理さが目につくようになってきた。制度的な差別がないならば、国籍なんかどっちでもいい。しかし現実には日本人と外国人の間に超えられない制度的な差別があり、それが成長するに従いますます多くなるのだから、日本で暮らしていくためには日本国籍があった方が絶対にいい。

この裁判を起こすことになったのは、国籍制度の不合理を感じていたことに加え、平成１４年１月２２日最高裁判決の存在と、更に山口弁護士が起こした裁判を知ったことだった。平成１４年最高裁判決は、５人の裁判官のうち３人が補足意見で「国籍法３条１項は違憲の疑い



４月例会（２３日） 「ビラ配布行為の弾圧は、表現の自由への重大な侵害行為」

がある」と指摘した。山口弁護士はこの判決を手がかりに、日本人父から認知された子とその母親に対する退去強制処分取消訴訟で「子どもは日本国籍を有するから送還はできない」と主張した。実は私も第1事件の代理人に入っているのだが、「そうだ、今まで関わってきたJFCの中にも同じ境遇の子どもたちがたくさん居る。彼らで裁判を起こしたらきっと大きな動きを起こせるかも知れない」と考えたのが、この裁判のきっかけだ。

裁判の争点は、第一に国籍法3条1項が準正すなわち日本人父の認知に加え両親の婚姻を要件とする点が、不合理な差別であり憲法14条1項法の下での平等原則違反となるか否か、第二に仮に違憲であるとして「婚姻」要件のみを無効にすることが認められるか（これができれば裁判によって子どもたちの日本国籍を確認することができる）、であった。

国籍法3条1項は1984（昭和59）年の国籍法改正で新設されたが、この法改正の最大の眼目は、父系優先血統主義から父母両系血統主義への移行であった。それまでは父が日本人である夫婦の間の婚内子又は日本人父から胎児認知を受けた子のみが日本国籍を取得できたのに対し、父母両系血統主義の採用によって、婚内子であれば父母いずれが日本人であっても日本国籍を取得できる上、母が日本人であれば婚外子であっても当然に日本国籍が取得できることになった。このように母が日本人の場合には子は婚内子・婚外子を問わず出生により当然に日本国籍を取得することになったのに対し、父が日本人の場合には改正前と同様、婚内子若しくは胎児認知を受けた場合しか日本国籍を取得せず、婚外子の日本国籍取得について父母いずれが日本人であるかによって差異が生じることになってしまった。

今回の裁判で、私たちは、国籍法3条1項の本来の趣旨は、上記の不均衡を是正することであり、そのためには日本人父の認知によって国籍取得を認めることがもっとも合理的であり、準正要件すなわち両親の婚姻を要求することは、更に新たな不平等を作出することになる、と主張した。これに対し国は、法3条1項は両親の婚姻と子の出生の先後という偶然的事情により国籍取得に差異が生じるという不均衡を是正す

ることが目的であり、婚姻要件は制度の本質的な要素である、と主張した。

第一審は法3条1項の婚姻要件は憲法14条1項に反し無効であると判断して原告の国籍取得を認めたが、控訴審は逆に婚姻要件を除外すると全く新たな国籍取得制度を作り出すことになり実質的な立法作用に当たるからかかる判断は許されないとして原告らの請求を棄却した。そこで私たちが上告をしたのである。

最高裁判決は、出生時に日本国籍を取得する場合（法2条1号の場合）と対比して、出生後に届出によって日本国籍の取得を認める場合には、日本人親との血のつながり（正確には法律上の親子関係）に加えて日本との密接なつながりを判断する指標としての要件を設けること自体には合理性があり、またその指標として準正の成立を要件としたことも立法当時は合理性があったが、その後の社会の変化や意識の変化によって今日では合理性が失われた、として両親の婚姻を要件とすることは違憲である、と判断した。この結論は英断であり、よくぞ判断した、と最高裁に喝采を送りたい。しかしその判断内容については、正直言って不満や疑問が少なくない。補足意見がいくつもあるのも、単に多数意見に付け加えるというより、結論と大筋は同じだがいくつかの点で無視できない考え方の違いがあるような感じがしてならない。ここでは紙面の関係でこれ以上触れることはできないが、この判決が今後の憲法解釈や違憲審査権行使のあり方についてどんな議論をもたらすのか、とても興味深い。

さて、これから法改正である。なんせ国籍法3条1項なんてニッチな法律、知っている弁護士も少ないので、ちょっとお手伝いをさせて頂こうと思っている。期待通りの法律ができるかどうかは、開けてみてのお楽しみ。

最後に一言。判決はよかったが、ここだけの話、期日までの最高裁とのやり取りは最悪。当事者を当事者席（最高裁は「代理人席」というそうだ）に座らせることにあんなに抵抗するなんて。あんなところが「開かれた司法」を唱えるなんて、ペテンだ。

法曹人口問題の視点としての 法曹の質という問題

早稲田大学教授 山野目 章夫

1 ある教室の風景

「民法の規定では、未成年者が法律行為をするには法定代理人の同意が要ることになっています。なぜ親権者でなく法定代理人と記されているのでしょうか」。

司法制度改革審議会意見書が標準の就学期間として謳う3年の課程に4月に入ってきたばかりの人々は、じつに多様である。もちろん法学部を卒業して入学してきた若い人も多く、すでに法律のポキャブラリーを財産としてもっている。それは悪いことではない。「はい、未成年後見人が選任されて法定代理人となることもあるからです」といった気のきいた発言を聴くと、同じ教室にいる社会人経験者の初学の人には、心配そうな顔になる。そんな言葉を自分は未だ知らない、という不安であろう。しかし、くだんの法学部君に「では、未成年後見人が選任されるのは、どのような場合ですか」と問うと、急に不安そうになり、「えー、それは……あ、きっと、親が単身赴任しているような場合でしょうか」。

言葉を知っている、といっても、所詮は、この水準である。「そうでしょうか。思いつきで話してはいけません。調べましたか」と難ぜられ、彼は、あわてて本を開く。「文献を見るより前に法文を探すのです」と窘められるあたりから泣きそうな表情であるが、仕方がない。ポキャブラリーを手に入れていることと、エッセンスを知っていることとは、まったく別の問題である、ということに、彼が賢明であれば、やがて気づくことであろう。

もちろん、エッセンスを知らない法学部君も、ポキャブラリーを知らない社会人お姉さんも、このままでは法科大学院を修了させることはできない。しかし3年は、始まったばかりである。

よく勉強する社会人経験者は、早ければ黄金週間が過ぎた頃にも、怠けがちの法学部卒業者を追い越す。そこから先は、出自とは別に、よく学んだ人と、そうでない人の差が開いてゆく、考えてみれば、すこぶるまっとうな世界が広がる。よく学んだ人々は、やがて、親に棄てられ、親を知らず、親に虐げられた子らのために法律家が何をするができるか、を知り、そのうちの何人かは、そこに家事事件という一つの活躍の場を見出すことであろう。

2 法曹の質とは何か

法曹人口問題。それを論ずる際に常に絡んでくる「法曹の質の確保」という論点に接するとき、つねに私が抱くものが、ひどく現場感覚の欠如した議論である、という印象である。質が確保されなくなるならば、法曹は増やすべきでない。それは、そうであろう。質を確保しながら法曹を増やすべきである。それも、もっともである。しかし、質とは何であるか。そうした議論は、可視性のあるものとして質の概念を論じているであろうか。たとえば法曹倫理という科目が用意されているとは限らない、という外形的事実から質の確保が不安である、といった論議がきかれる（東京第一弁護士会法曹人口等研究委員会「法曹人口に関する中間報告書」、2008年）。しかし、用意されていないのであるならば、用意するよう法科大学院に対し促すべきであろう。法曹養成制度改革は、そうして外部から促す装置を仕組んでおり、現に日弁連法務研究財団の認証評価は、この科目の設置を各校に求め、現地調査において、その運用も厳しくチェックすることに努めている。一定の社会的合意を伴って始まった法曹養成制度改革を信頼し、職場を離れ、家庭の理解を求めて集ってき



5月例会(27日)「労働法の適用されない『時給300円』の労働者 - 外国人研修生・技能実習生」

た人々に応えるため、私たちに愚痴を漏らしている暇はない。できることをして走り続けなければならないことは、弁護士であれ教員であれ、この時代に遭遇した人々の責務ではないか。

3 旧制への逆コースは許されない

もう一つ、この質の議論をする際に気になるものが、質の“確保”という言葉に安易に寄り掛かることから醸し出される、ある種のムードである。ときに修習を受け入れる実務庁の関係者からは、「新司法試験で来た人は、なににの判例すらも知らない」といった言い方が聞こえてくることがある。その、なににの判例のもつ重要性如何にもよるから一概に論ずることはできないが、その見方の姿勢そのものは、すこし違うのではないか。長い受験期間をもって多くの知識を詰め込み、それを器用に吐き出す小手先を習得すると試験にパスするが、そうした人たちでは司法が貧しくなるばかりである、という認識を共有したからこそ、今次改革は始まった。このことに異論はないであろう。やまのような判例知識を詰め込んでいるが、新しい問題を解決する能力を具えず、人々と悩みを共にする感性にも欠ける法律家を社会は欲していない。社会が求めているものは、法律的な思考方法を十分に修得し、法律適用の前提となる基本情報の蓄積があり、そして、そのうえで、それらを活用して社会の諸問題への対処を発見的確に表現することのできる法律家であるであろう。そのような法律家を増員させてゆくことそれ自体について、それを咎める理由を見出す

ことは、難しいように感ぜられる。もとより法曹増員の要請が、低い次元の新自由主義イデオロギーなどと混線して趣旨が不明瞭になることは、厳に自戒しなければならないであろう(増田尚「弁護士と司法を破壊する3000人増員をただちに見直せ」青年法律家446号、2008年、参照)。むしろ、これからの日本が、格差という生易しいものでなくスバリ貧困が広がってゆくなかで(橋本健二『新しい階級社会/新しい階級闘争』、2007年、光文社)、一人ひとりの悩みと対話しながら、その憤りを社会化してゆく役割は、相当部分において法律家に期待されるし、そうした役割を担う感性と情熱を備えた法曹養成制度改革にするためにも、既存法律家が改革に後ろ向きにみられることは望ましくない(池本誠司「法曹人口見直し論議の戦略を」前掲青年法律家446号)。経営環境の問題などとも向き合いながら、そうした活動に多くの法律家が参画する態勢を創出する精力と情熱は、きっと弁護士界に用意されていると信じたい。

4 積み重ねられるべき教室での努力

もちろん、このような改革を進めるうえで、法科大学院の教員も、不断の努力が求められる。「法科大学院から来た人は、たしかに活発に議論をするが、議論が法律論になっていないことが少なくない」という意見を、よく実務庁の方から聞く。こうした批判は逐次に注意してゆかなければならないし、それを学生たちには、ただの御説教でなく、趣旨を示して説諭しなければならない。そうすれば、志を抱いて来た学生たちは、たいていそれを理解してくれる。単なる個人的意見で人々の説得に成功するはずはなく、社会の共通のテキストから説き起こさなければなりません、と諭し、そのうえで学生には辛抱強く問うてゆかなければならない。「君は、その結論を支える法文を探しましたか」。

今こそ3000人の見直しを求める時

弁護士激増と新法曹養成制度に反対する有志の会

弁護士 野村修一

1 日弁連執行部も想定せざるを得なくなった就職難

2008年、日弁連は予算において、新規登録者からの登録費収入について1850名分を計上した。日弁連が予測する弁護士志望者の人数は2150名（日弁連業務総合推進センター『法律事務所の弁護士求人アンケート【2007】分析結果と対策』）であるから、二回試験不合格者数を昨年並みの78名(*)と想定すると、単純計算で約220名が、修習終了後も法曹にならない可能性が示されたこととなる。

また、日弁連が今年4～5月に司法修習生に対し行ったアンケート結果では、1041人の回答者中、4分の1強の263名が就職先未定と回答している。

この数は、昨年同時期に行ったアンケート結果に比べ、未定者の数、比率ともに約2倍となるものであり、修習生全体では約500名の就職先未定者がいたものと推計されている（2008年6月30日朝日新聞）。

修習修了予定者は昨年より減っているのに就

職未定者数が倍増しているのは、激増による就職難が現実化したものと見るべきだろう。

(*)新60期生の不合格者59名、旧60期生で再受験でも不合格になった者17名、旧60期生の不合格者71名、そのうち再受験者69名であるから、未修了者の総計は、 $59 + 17 + (71 - 69) = 78$ 名となる。

2 問題は単なる増員ではなく「激増」

今問題なのは、単なる増員ではなく、このような就職難、さらには弁護士の生活難を招来するような合格者数を維持・増加させることの是非である。

合格者1000～1500名でも弁護士の総数は増え、状況は変わってきている。櫻井光政弁護士が前号で摘示した宮古の弁護士は55期であり、合格者数1000名時代の合格者である。また、ゼロワン地域も解消が進み、ゼロ地域は無し、ワン地域も二十数カ所という状況になっている。合格者3000人が必要な根拠にはならない。

3 3000人はやはり「攻撃」

弁護士激増により価格競争にさらされることは、弁護士が、それ自体では経済的にペイしない人権擁護活動を行う経済的余裕を失うことを意味する。弁護士も自身や従業員の生活を考えなければならない以上、余裕がなくなれば、経営の安定を図るため上記活動を行わない弁護士が増えることは自明の理である（青年法律家2008.4.25増田論文）。

また、弁護士が競争激化により経済的に疲弊することは、弁護士界が今以上の格差社会となるとともに、弁護士間に分断をもたらし、弁護士会の強制加入制度、さらには弁護士自治の解体に結びつくものだ。



6月例会（23日） 「弁護団のためのマスコミ対策講座」



ピルマ法律家連盟 アウン・トゥーさんとの懇談会（5月9日）

現に、新自由主義・規制改革論者の牙城である規制改革会議（一時期、司法試験合格者数を9000人とすることが議論となった。）では、法律事務を扱うのに究極的には弁護士資格など不要であるとか、弁護士自治は立法事項であって国民の選択によって直してしまうこともできるなどの意見が出されていることから（上記増田論文）、規制緩和・新自由主義経済論者が、弁護士激増による弁護士自治の破壊を目的としていたことは明らかであろう。

弁護士は戦後、弁護士自治のもと、国家権力等から独立して、人権擁護のためにたたかってきた。弁護士激増は、弁護士を激化した競争の中に落とし込むことで、経済的にペイしない人権擁護活動から遠ざけ、さらには弁護士自治を奪って、権力への対抗性を奪うものであり、市民のためにはならないものだ。このような「激増」は、個々の市民と対峙する国家権力や経済的強者の「自由」を最大限に発揮させるのに邪魔となる市民の自由を弁護士が守ることを困難にするための、国家権力や経済界からの「攻撃」である。

4 過ちを改めるにはばかりなことなかれ

筆者が弁護士になったのは2000年10月。その1か月弱後に、3000人激増受入れを決めた日弁連臨時総会が開かれた。大量の発言通告を残したまま、また、新法曹養成制度導入についての討議が何らなされない状態で、3000人と新法曹養成制度受入れは決議された。

その2か月前の2000年8月29日。司法制度改革審議会に呼ばれた久保井日弁連会長（当時）は、合格者数3000人の受入れを表

明する。その審議会で山本勝委員から、急激な増加への危惧感を表明されたのに対し、久保井会長は、法律扶助の拡大や被疑者国選弁護、行政・企業への需要があるから大丈夫と大見得を切っている。

ではその後、行政・企業の需要は劇的に増えたか。法律扶助は爆発的に増額されたのか。国選弁護報酬は業務量に見合うものになったか。現状を見れば、見通しの甘さと誤りは明らかだ。このような過ちについて、改革に反対していると思われることをおそれて改めるのをはばかりというのは、余りにもナイーブな見方ではないだろうか。むしろ、過去の過ちについては素直に認めて謝罪し、改革に対する見方を改めて示すことが、「危機管理」のあるべき姿ではないか。

5 今こそ声を上げる時

情勢は変わりつつある。法務省や国会議員の間から、合格者数3000人の見直しに向けた動きが出てきている。マスメディアの中からも、テレビで弁護士の就職難が取り上げられたり、論説委員クラスによる週刊誌のコラムで「ノキ弁」の出現が問題視される状況になってきている。

今この時をとらえて3000人見直しを打ち出さずしていつ打ち出すのか。この間にも激増による就職難、生活難は拡大し、弁護士は競争激化によって疲弊し続ける。また、時機を逸すれば、法科大学院関係者らの巻き返しを許すことになる。

基本的人権擁護を担うのはあくまでも個々の弁護士だ（弁護士法1条）。弁護士会や法律家団体は、そのような弁護士の活動や生活を支えることで、弁護士がよりよくその使命を果たせるようにする存在ではないか。いたずらに「改革」の名に拘りその見直しを言い出せないようであれば、組織としての存在意義が問われることになるだろう。

筆者自身、50期台以降を中心とした弁護士有志で、「弁護士激増と新法曹養成制度に反対する有志の会」を結成し、集会の開催などを重ねてきている。一刻も早い見直しのために一緒に動いていく人を募集している。

トークと音楽で
憲法が
より身近に！

今年も好評博した 憲法フェスティバル

弁護士 高橋右京

1 今年も大盛況の憲法フェスティバル！

5月24日、東京・九段会館において、第22回憲法フェスティバルを開催した。「憲法のすそ野を広げる」というコンセプトでこれまで21回開催されてきた憲法フェスティバルだが、今年は「誰のもの？いのちと心」というテーマを掲げた。

当日の天気予報は雨で、来客数が心配されたが、幸いにも開場時間まで天気はもち、約650名もの方にご来場いただいた。

2 こころに響くバイオリンの調べ

～澤田若菜、澤田昭子

冒頭の、実行委員長である下林秀人会員のあいさつに引き続き、バイオリニストの澤田若菜さん、昭子さん姉妹の演奏で、憲法フェスティバルはスタートした。お二人はそれぞれ有名ミュージシャンのサポートや、姉妹での演奏会で活躍中の人気バイオリニストである。

この日は、「トルコ行進曲」や「ウィリアム・テル」、「家路」など、姉妹ならではの息の合った素晴らしい演奏を披露していただいた。

3 井筒和幸トーク

～朝鮮半島と日本、そして平和憲法

次に、映画監督の井筒和幸さんが登場した。毎日新聞記者の明珍美紀さんにコーディネーターを務めていただき、インタビュー形式でお話いただいた。

まず、冒頭から映画「靖国」が話題となった。井筒監督の「パッチギ！LOVE & PEACE」のときも、やはり上映前、上映中に反日的内容との批判がネット上で数多くなされたそう。

また、「パッチギ！」シリーズに関連して、在日コリアンに関する問題にも触れられ、日本と朝鮮半島の、戦前から現代にいたる複雑な歴史についてわかりやすく説明していただいた。

トークの後半で特に印象的であったのが、井筒監督が俳優の西村晃さんから聞いたというお話である。西村さんは戦時中、予科練として特攻の訓練に明け暮れ、決して美談などではない特攻隊の

真実を目の当たりにしてきたそうである。そして、西村さんは、自分も協力するから、特攻隊の真実をいつか映画にして欲しいと井筒監督に頼んだそうである。

全体的に、「北朝鮮の脅威」といった改憲派の作ったフィクションにだまされず、現実を見つめることこそが平和憲法を守るために大切なことであるという監督の思いが強く伝わり、映画においてもリアリティに徹底的にこだわる井筒監督らしいお話であった。

4 鳥越俊太郎講演

～世界に誇るべき日本国憲法

休憩を挟み、3番手として、ジャーナリストの鳥越俊太郎さんに講演をしていただいた。

鳥越さんによれば、憲法の大切さを理解するには、日本国憲法が成立するに至った歴史的な経緯を知る必要があるとのことであった。すなわち、映画「日本の青空」でも描かれたとおり、日本国憲法は、日本の憲法学者鈴木安蔵を中心とした憲法草案をベースに、ニューディーラーが中心の当時GHQの理想を取り入れて完成したものである。そして、鈴木安蔵の思想のルーツは、明治の自由民権運動にあり、更にそのルーツは、「自由・平等・博愛（＝平和）」を理想に掲げたフランス人権宣言にある。そして、9条で平和主義を謳った日本国憲法は、フランス革命の旗印である「自由・平等・博愛（＝平和）」を実現した世界で唯一の憲法なのだという。

だからこそ私たちは、この憲法に自信を持つべきだし、これを本当に大切にしなければならないという鳥越さんの訴えは、強く心に響いた。

5 寿〔kotobuki〕ライブ～前を向いて歩こう

ラストは、ミュージシャンの寿〔kotobuki〕の演奏であった。

寿〔kotobuki〕は、最近多くの平和イベント等でひっぱりだこの知る人ぞ知るミュージシャンで、沖縄民謡をベースに韓国民謡等も取り入れた楽しい演奏で、会場は大いに盛り上がった。

6 憲法のすそ野を広げていくために

澤田姉妹、寿〔kotobuki〕のいずれの演奏も素晴らしく、井筒さん、鳥越さんのお話も、とてもわかりやすくかつ新鮮で、今回も「憲法のすそ野を広げる」、つまり今まで憲法に関心

が高くなかった人が聞いても十分に惹きつけられる内容だったと思う。

今後もこの素晴らしいイベントを成功させ、憲法の価値を広げていきたいと思う。

定例勉強会の報告

< 4月例会 >

ビラ配布行為の弾圧は、 表現の自由への重大な侵害行為

日時：4月23日（水） 18時30分～

講師：中村 欧介弁護士（東京東部法律事務所）

被告人 荒川庸生さん（真宗大谷派 至真山長永寺住職）

荒川さんは、2004年12月、東京都葛飾区のマンションに、共産党のビラを配布するために立ち入ったとして住居侵入罪に問われました。一審・東京地裁は無罪判決を言い渡しましたが、控訴審・東京高裁は、第一審判決を破棄し、改めて罰金5万円とする逆転有罪判決を言い渡しました。今回の月例会の時点で、最高裁における上告審が継続中です。

まず、中村欧介弁護士による、事件の概要、争点、事件を引き受けることになった経緯、今後の見通し、今回の事件がいかに不当な思想差別であるか、についての、簡潔かつ必要十分な分かりやすいレクがありました。中村さんに任せておけば、必ずこの事件について、無罪を勝ち取ってくれるだろうとの希望を抱かせてくれるような安心感を覚えました。

その後、荒川さん本人による当事者としての意見が聞くことができました。

荒川さんは、現役の住職ということで、非常に物腰が柔らかく、優しい口調ながら、自分の信念に基づいた今回の事件について、お話して下さいました。マンション1階の集合ポストにビラを入れるだけでなく、直接各戸まで上がって行ってビラを入れる理由、マンション住人の通報による逮捕の経緯、警察署で留置されている間、同室の逮

捕・勾留されている方から、暖かい励ましがあったこと、公判手続では、被告人とは呼ばれずに、「荒川さん」と呼ばれていたこと、3年以上にわたる闘争についての心境等……。どの言葉にも、重みがあり、発せられる言葉を聞けば聞くほど、なぜ有罪判決を受けなければいけないのか、そもそも起訴される事件なのか、疑問ばかりが浮かんできました。今現在は、ビラ配布を控えていると、荒川さんは言われていました。早く事件から開放されて、堂々と自分の政治的信念に基づいた宣伝活動を行って欲しいです。

ピザ屋の店員が、集合ポストにチラシを入れただけでは、チラシを受け取ってくれない可能性が高いから、顧客をつかめない。だったら、階段昇って、直接玄関ポストにチラシを入れようとしたところ、マンションの住人が出てきて、「勝手にマンションに入ってきて、何をやっているのだ。俺は、ピザ屋が嫌いだ。警察に通報してやる!!!」……。逮捕されてしまったピザ屋の店員は、何と住居侵入罪で有罪判決を受けてしまった……。

今回の事件は、ピザ屋の店員のチラシが、共産党員のビラに変わっただけ。前者なら、逮捕すらされないであろう。なら、後者がなぜ最高裁までいって争われなければいけないの。共産党って、そんなに悪いことしているの？これ、ただの思想

差別でしょう。今回通報した人、逮捕した人、起訴した人、有罪判決した人、理論ありきの結論ではなく、常識に乗った結論ありきの理論を出せるような人間になりなさい。他者を許容できる許容できないの、しっかりした判断基準を持ちなさい。犯罪を侵すような他者を許せないのは当然

かもしれない。でも、荒川さんは犯罪者ではありません。あなたたちが、勝手に荒川さんを犯罪者に仕立て上げちゃったのでしょうか。・・・今回の事件についての、正直な感想です。

(新61期司法修習生)

< 5月例会 >

労働法の適用されない「時給300円」の労働者 —— 外国人研修生・技能実習生

日時：5月27日(火) 18時30分～

講師：外国人研修生人権ネットワーク・甄凱(ケンカイ)さん

安孫子理良弁護士(TOKYO大樹法律事務所)

指宿昭一弁護士(暁法律事務所)

【参加者の感想】

本日は、なまなましい貴重なお話を伺うことができ、ありがとうございました。

研修生問題、というものがある、という話は漠然と聞いていましたが、寝る間もないほどの過密労働に、外気温と変わらない室内、パスポートも奪われる無権利状態に暴力団の介入・・・とついつい、戦前の慰安婦問題や炭鉱などへの強制連行を連想してしまいました(そして、「狭義の強制性」などを問題にする馬鹿者が、いずれの問題についても現れてしまうことも・・・)。

賃金がもらえないのもさることながら、タコ部屋のような無権利状態を放置しているわけにはいかない、と思いました。世論との関係でも、さらに世論喚起する余地もあると思いました。

他方で、裁判所が、研修生制度に拘泥することなく、「労働させているなら労基法の適用がある」としたことに希望を見出しました。

中国で逆に提訴されているのは頭の痛い問題ですが、この事態をてこにして、日中の心ある法律家の協力関係を進展させるという展望も開ける、とてもやりがいのある事件だと思いました。(法科大学院修了者)

本日は、貴重なお話をしていただきありがとうございました。

外国人研修生・技能実習生の実態についてその一端を垣間見ることができ、新たな視野を開かされた気がします。

研修制度はいったん廃止すべきとの先生のご指摘は肯けるものがありますが、配布された資料にあった研修生数の伸び方をみても、今後ますます問題は深刻化していくのでしょうか。

そういう意味でも、法曹を志すものとして、無視することのできない大きな問題の一つだと思いました。(司法修習生)

外国人研修生の話は昨日、初めて伺った内容がとて多く、それだけ世間に公表されることが少ないところなんだと改めて実感いたしました。

特に、これは表面上の問題ではなく、スキームでの問題なんだとも意識しました。今後とも、この問題がどのように動いていくのか、注意深く観察していきたいと思います。

また、こういう機会で弁護士の先生方や司法修習生の方とふれあうことは、司法試験を目指す私にとってはたくさんの刺激を得ることができました。

本当にありがとうございました。

ぜひ、またこのような機会があれば、参加したいと思っております。よろしく願いいたします。

では、今後の一層のご活躍をお祈りしております。(法学部生)

大変貴重なお話を聞かせていただきありがとうございました。

外国人研修問題には以前から報道程度では知っていたのですが、深い実態を知り、心がとても痛みました。

まだ、労働法を勉強したこともない初学者の感想にすぎませんが、研修制度と外国働者受け入れは別問題だと思うのに、研修制度の趣旨を没却するような運用をあえて行う行政に対して何かダイレクトに切り込む法律構成はないものか、と漠然と考えたりしております。

中国からやってくる研修生たちも縫製の能力はあるのにお金が欲しいからやってくる、受け入れ

企業は安く労働力を買いたいからやってくる、それは労働のマッチングであって研修/技術移転ではないから、研修制度として法規制をかけていくのはどうもしっくりこない気がします。なぜ、そのような歪んだ運用が放置されるのか、感覚が鈍ることは恐ろしいことだと思いました。(法科大学院生)

< 6月例会 >

弁護団のためのマスコミ対策講座

日時：6月23日 18時30分～

6月の学習会は、「弁護団のためのマスコミ講座」と題して、記者会見・記者レクの活用法などについて、司法記者クラブの記者の方に講演いただきました。

講師は、M新聞社司法記者とNテレビ局司法記者の方で、東京支部の田部知江子弁護士がコーディネーターを務められました。

どうすれば短いレクの時間に記者に伝えたいことを伝えられるのか、どうすればニュース・記事に取り上げてもらえるのか、どんな資料を提供すればいいのか、記者レクを行うにあたり悩まれた方も多いと思います。

6月の学習会で学んだ内容は、すぐに役に立てることのできるものばかりでしたので、以下、学習会で学んだポイントを簡潔に述べさせていただきます。

1 記者会見・記者レクのタイミングは 提訴前後と 結審・判決の前後。

やはり、事件が動くときでない記事にはしにくいそうです。

ただ、提訴準備段階で一度レクをし、提訴時にレクをすると、記者に勉強する時間ができ、提訴時のレクを受けてすぐに記事を書きやすいとのこと。

また、当然のことですが、提訴など時期を調節できるものの場合、他の大きな事件の判決日などと重ならないようにした方が記事になる確率が上がるそうです。

2 記者会見・レクまでの準備としてすべきこと

レクのレジュメ・資料等は事前に送って欲しいとのことでした。

記者の事前準備という意味もありますが、記者とは別に紙面・番組の構成を担当する部署があるので、事前に資料があれば、紙面・ニュースの時間等を確保しておくよう構成担当部署に連絡しておくこと可能になり、記事・ニュースとして発信しやすいようです。

3 レク資料に必須の記載事項

提訴者数、原告一覧表(生年月日・名前の読み仮名)、被告の情報、提訴裁判所、争点

4 その他、レクのポイントなど

レク時間は10～15分程度が限度。

この時間で記者はニュースになるかどうかを見極めるとのこと。

提訴時のレクの場合に記者が聞きたいのは、「提訴の意義」。

これを言ってもらえると、記事にする際にとても助かるということです。

原告が同席する場合は、話す内容の分担などを事前に打ち合わせをしておく。

当事者の方の位置づけというのなかなか重要なようです。顔・名前を公表できる当事者の方がいると、記事にもしやすいとのこと。

テレビの場合「映像で伝えられる情報があるか」ということがニュース化する上で非常に重要。

テレビは新聞と異なり、映像が必要なので、弁護士の側からどのような映像があるかを提示するとニュース化もスムーズに進むようです。ただ、映像が無い場合も、協力して映像を作り出すことは可能なので(イメージ映像など)、協力して欲しいということでした。

(以上、私のメモと記憶を元に再現しましたので、不明確・不十分な点もあるかと思いますが、その

点はご容赦ください。)

記者の方とお話しして感じたのは、「記者も裁判の情報を求めている」ということでした。

私はNJPという市民メディアに関わっており(詳細は同封させていただいたパンフレットをご覧ください)、その中の「訟廷日誌」というコーナーで裁判情報を紹介しているのですが、最近はその情報を元に弁護士に取材を申し込んでくる記

者も多くなっています。司法への国民の関心が高まる中、最新の裁判の情報を掴んでおきたいという記者の気持ちも強くなっているのだと思います。司法記者クラブとの関係作りは、社会問題に取り組む弁護士にとって、なかなか難しいテーマの一つですが、今後も良好な関係を構築し、社会的意義のある裁判の情報を広く伝えていければと思います。

(報告 弁護士 加藤 幸)

ビルマ法律家連盟(Burma Lawyers' Council) 事務局長の アウン・トゥー(Aung Htoo)さんと懇談会

5月9日、急遽来日されたビルマ法律家連盟(Burma Lawyers' Council) 事務局長のアウン・トゥー(Aung Htoo)さんと青法協東京支部との懇談会を、行いました。アウントゥーさんの発言を紹介します。

本日、ここにうかがえたことを大変うれしく思います。20年前に日本の法律家が20人ほどビルマに来ました。その時に、法律家のネットワークをつくるようにアドバイスされました。ビルマでは法律家であっても、みんなその当時ジャングルにばらばらに隠れて暮らしていたのですが、私はそれを良いアイデアと思い法律家団体をつくりました。それが94年の10月でした。

そのときには20人の日本の法律家の方に出会ったのですが、今も連絡を取れているのは渡辺彰吾さんだけで、他の方たちと会えないのを残念に思います。

私達のネットワークは、人々の人生・権利・社会を変えていきました。沢山の民主化勢力から認識をされ、すべての団体から法的な信頼を持っていたいています。そういう意味でこのアイデアを下さった日本の法律家の方には大変感謝しています。

私自身は72年に大学を卒業しました。ここにいらっしゃる多くの方はまだ生まれていなかったの

ではないでしょうか。

そのときは、普通の学位をとりました。大学を卒業してから、社会について議論をするようになりました。満足できないこの社会を、どのように変えていったらいいのか、ということも議論しました。大学卒業の時どんな仕事に就くかについて最初は政府に就職しようと思いました。しかし、わたしの父は農民で政府の高官とは何のコネもなかったので、就くことは出来ませんでした。しかし、コネがあった一緒に大学を卒業した同級生は高官になっていきました。「このような状況おかしい」、「このような状態を若い人たちに引き継いではいけない」と思いました。

74年に、労働者のデモが起きました。当時、配給制がありましたが、その6キロの配給を、「もっと増やして欲しい」とデモを始めました。

「私達にはデモをする権利がある」と考えデモをしたのですが、政府の攻撃にあい、私は足に銃弾を浴び、その銃弾はくるぶしまで貫通しました。私は

アウン・トゥー(Aung Htoo)さん プロフィール

ビルマ法律家連盟(Burma Lawyers' Council) 事務局長。

ビルマ法律家協会はビルマ民主化のために戦う人々に対して法的支援をするために結成されました。

アウン・トゥー氏は結成メンバーの一人。同協会の活動は国内の活動に呼応して国際的なキャンペーンを実施しているほか、難民化したビルマ人の救済活動、国際人権についてのロースクールの設立、国際向け雑誌ビルマ・リーガル・ジャーナルの発行などを行っています。

ビルマ(ミャンマー)では...軍事政権下で民主主義が踏みにじられています。軍事政権下で少なくない人々が強制的に労働させられ、そうした人々を擁護する弁護士たちも逮捕、強制労働の処分がされています。そんな中でもミャンマーの法律家たちは国内外で呼応して侵害の実態、法的正義をアピールして成果を上げています。

倒れ、遺体が積まれたトラックに乗せられてしまいました。

数ヶ月入院し、さらに刑務所に数ヶ月入れられ、その後家に戻りました。その当時24才で、ビジネスには興味もなかったし、社会主義体制の中で「これから何をしたらよいのだろう」と考えました。友人から、「資格を取って弁護士になったら」といわれ、弁護士になりました。

77年に先輩弁護士について弁護士実務を始めました。他方で、法律のさらなる学位を取るために勉強をしていました。政府は厳しく市民を監視していましたが、教師・ジャーナリストや学生など仲間を増やしていきました。

しかし、81年に捕まり、83年まで拘束されました。200人くらいの同志がみんな逮捕されました。友人の中にはひどい拷問をされた人もいましたが、私は幸いにも弁護士ということで拷問はされませんでした。狭い房の中に拘束され、足をのばして眠ることは出来ず、また、7日間は何も着るものを与えられず、裸で過ごさなければなりません。

83年にタウンジに移り、そこで法律家として活動し、88年の民主化の高揚まで続けました。

88年に民主化活動の高揚のきっかけは法律家の活動でした。ビルマ弁護士会は国内のみならず国際的に信頼を集めていますが、このときに状況を的確に分析し、民主化をすべきとの声明を出し、人々を励ました。大きな運動になりました。

タウンジの南でのストライキでは、委員会の事務局次長となり、いろんな集会や会議を主催しました。集会に10万人集まったこともあります。

民主化運動は1ヶ月半続きましたが、沢山の人が弾圧されました。わたしは、シャンという少数民族の戦闘地域のある家の天井裏に7日間隠れました。

全ビルマ学生連盟は88年の運動をリードしました。学生だけではなく個々人も参加し、私もこのトップリーダーの一人になりました。

90年にスーチーさんが勝利しましたが、それを政府は無視しました。



その後カレン州でビルマ法律家連盟をつくり、94年に正式に発足しました

法の下での平等と法の支配をビルマに広めるための活動をしています。

全ての人々が平等であり、社会に法令が適用されなければなりません。そして司法が独立していることが重要です。人権侵害のし放題というのは許されてはならず、重大な侵害をした人は司法に問われなければならないと思います。人権侵害をした人を裁きにかけていないと人権侵害は繰り返されてしまいます。だから司法が重要だと思います。

たとえば03年のあと、ビルマ国内では07年7月の事態になりました。人権侵害は続いています。軍事政権は国際世論を無視していますが、これは、処罰されることはないからと思っているからです。

ですから、私達は、軍の人権侵害は相応の裁きを受けなければならないと主張しています。

開発プロジェクトがある度に、少数民族が追い出され、強制労働をさせられています。また、軍事政権が女性にレイプを行っても、何の裁きも受けません。女性団体が多々あり報告を挙げているが、処罰されないのです。

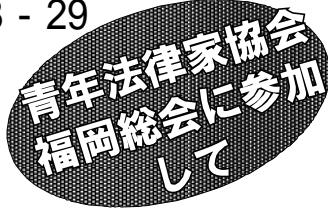
国際刑事裁判所が、虐殺・人道に対する罪を処罰する、政権の中心にいる人を裁くという点で、つくられましたが、ビルマ政府は参加しませんでした。

07年9月に僧侶40万人の民主家運動がはじまりましたが武力弾圧を受けました。政府は、政府の体をなしていません。全ての法律を無視し、全てものをうばったり、連行したり、殺したりと、残虐なことを行っています。07年9月のあと、ガンバリ国連特使が対応を促したり、非難し、国際的非難も高まりました。でも、政府の対応は変わりませんでした。ビルマ政府が、国際的プレッシャーを受けることが重要です。安全保障理事会が「事件を付託する」とすれば付託されるはずですが。私たちは、付託して欲しいと思っています。

ビルマでは、法律家になるために勉強が出来るシステムがありません。特に人権や民主主義を教えるシステムもありません。明日、ビルマでの国民投票だが、憲法案さえ示されていません。また、レイプや強制労働を受けた人は「運命なんだ」とあきらめて、権利意識ももつことはできません。

そんな中で、みらいのリーダーや法律家になりたいという人を集めて、学校をつくりたいと思いました。スウェーデン・デンマークなどの団体の協力を得て設立しましたが、教育継続のための資金が足りず危機に瀕しています。ぜひ、みなさんの協力をお願いいたします。

6/28 - 29



今後の指針となる総会

弁護士 小貫陽介

実務修習以来の福岡は、梅雨空でしたが暖かく、街は飾り山の飾りつけ等、博多祇園山笠の準備が始まっており、ちらほら法被姿が見られました。

総会では、まず、イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長の川口創会員（あいち）からの記念講演がありました。同弁護団は、判決後をすでに見据え、全国へ講師として弁護団員を派遣し、違憲判決の意義を広め、恒久派兵法阻止等への運動へつなげるべく「地下水脈」を作っているといえます。まさに、個々の事件の判決を取るだけでなく、その先を見据えた活動をしている川口会員、そして、同弁護団の姿勢に深い感銘を受けました。

その後の裁判員制度についての討議は、偶然にも前日の「朝まで生テレビ」の放送後の討議となりました。量刑への国民参加の是非にとどまらず、国民の司法参加の是非そのものを問う意見がだされ、反対論の詳細な論拠をそもそも知らなかった不明を恥じるとともに、たとえ裁判員制度が始まったとしても、国民への問題提起や制度の改善のためにも議論が必要と感じました。

そして、福岡支部企画の、冤罪「引野口事件」。同房者を捜査機関の手先とする捜査の禁じ手を用いた警察、「エリート」検察官による「これはゲームです。」の言葉と警察の禁じ手を用いた違法捜査を追認する検察。現在の捜査機関はタガがはずれ、益々冤罪を生む構造となってきたとの報告でした。懇親会の席で、元被告人の方から青法協会員への激励の言葉を頂き、徹頭徹尾、弱者の立場に寄り添う弁護士でありたいとの思いを新たにしました。

2日目にも法曹増員問題についての討議がされるなど総会全体を通して非常に活発な議論がなされ、また、今後の指針ともなる多くの刺激を受けた総会でした。最後に、全くの私事ですが、自称「幽霊会員」の元弁護指導担当や馴染みの屋台の大将とも再会でき、とても有意義な「帰福」でした。

福岡総会の感想

弁護士 中川勝之

昨年9月の弁護士登録後、常任委員会には参加してきましたが、総会参加は初めてでした。最初に「イラク派兵違憲判決への道のり」と題して、あいち支部の川口創会員による記念講演がありました。川口会員の話は、自由法曹団の5月集会で聞いて、その前にも事務所の9条の会の企画で聞いていました。それらの時にはDVDを見てイラクの衝撃的な実態を知りましたが、今回はありませんでした。文字通り違憲判決への弁護団の努力や訴訟の会（「弁護団」とは言わずに）の運営の工夫などの話が質問に答えながらありました。事実に立脚しているか、裁判官に説得の努力をしているか等、弁護団事件はもちろん、市民事件においても大変有益な話を聞くことができました。

そして、現地企画としてえん罪「引野口事件」の学習会があり、弁護人、元被告人及びその息子さんの話がありました。私は不勉強でこの事件については無罪判決が出て初めて知ったのですが、同房者を利用してえん罪作りとは単純にひどい捜査だと思いました。当該事件の被害者以外の被害者＝被疑者・被告人を生み出すえん罪をなくす。それを生の事件の話聞いて痛感するのですが、実際にはなかなか取り組みません。

その他、裁判員制度、増員問題についても議論されましたが、やはり青法協といえば修習生支援です。自分ら60期、新60期、61期、新61期、62期、新62期予定者それぞれから報告がありました。期によって人数の多少があったり、結び付きの強弱があったりしたようですが、どの期も憲法擁護、平和と民主主義及び基本的人権を守る法曹になるため日々努力し、実際になって法曹となって取り組んでいることを改めて実感しました。その中でホームページの活用が強調されていました。自分は本部の広報委員会に所属しているので私もそれが気になりましたが、自分が言う自分の仕事を増やしそうなので沈黙しておくこととします。



一人ぼっちのシャリナウ公園

前田 朗（東京造形大学）

一週間先に出かけた先発隊とカブールで合流するはずだったが、連絡がとれなくなった。Eメールを送っても、まったく返事がない。

イスラマバード空港から週に一便しか飛んでいないアリアナ航空にのってカブール空港に着く。入国手続きを終えて空港玄関に出たが、さて、どうしたものか。先発隊が泊まるはずだったホテルはわかっている。タクシーで行けばすぐに着くはずだ。しかし、カブールだ。一人きりでタクシーに乗るのは考えものだ。言葉も通じないし、何より危険だ。道はわかっているが、この暑さの中を荷物抱えて歩くわけにもいかない。荷物を置いたまま、途方にくれる。厳しい陽射しを浴びながら、思いあぐねる。

タクシー運転手が次々と話しかけてくる。ダリ語かパシュトゥ語だろう。まったく意味がわからない。どこへ行きたいのかとか、俺の車に乗れとか、言っているのだろう。どうしようか迷う。

日本の新聞記者の通訳をしたことがあると言う青年が、折れ曲がった古い名刺を見せてくれた。たしかに日本の新聞記者の名刺だ。片言の英語の通訳をし、カブール案内したのは本当だろう。ホテルまで送ってくれると言う。少しその気になる。短い距離だし、日中だし、乗ってみようか。

そんな気になりかけた時、空港玄関から旧知の男が現れた。前回ガイドとしてカブールを案内してくれた彼は、先発隊と会っていて、この日ぼくがカブールに着くと聞いていたので、わざわざ探しに来てくれたのだ。助かった。彼の車でフラワー通りとチキン通りの交差路に近いゲストハウス（民宿）に送り届けてもらった。先発隊もここに來ることになっているという。

チェックインした後、メールチェックのためにインターネットカフェに出かけた。一人歩きは避けたいが、昼間だし、とにかくカブールに無事到着したことを日本に知らせておかなければ。

メールチェックをしたが先発隊からの連絡はない。しかし、ゲストハウスで待っていればいいので、安心だ。インターネットカフェを出て、シャリナウ公園を散歩する。カブール中心部にある公園だ。公園といっても、茶色にくすぶった感じで、

やせ細った木々が立っているだけで、花壇もなければ、花も咲いていない。端に映画館があってインド映画を上映しているから、その付近は人々がいるが、それ以外は人もまばらな寂しい公園だ。

シャリナウ公園に花はない。初めてカブールに來た時に調査に協力してくれたNGOのカブール駐在員は「昔はシャリナウ公園は美しい公園だったのよ」と言う。カブール生まれの彼女は幼年時代にシャリナウ公園で遊んだものだという。花咲き誇るシャリナウ公園は、しかし、今はない。あるのは、茶色と灰色の大地だけだ。

花も咲かないシャリナウ公園を一人歩く。思わず「花はどこへ行った（Where have all the flowers gone）」を口ずさむ。

「野に咲く花はどこへいった 娘たちが摘んでいった 娘たちはどこへいった 娘たちは若者たちのもとへ」

ピート・シーガーの作品で、1962年にキングストン・トリオがヒットさせた。反戦フォークの傑作だ。ベトナム反戦運動の中で広く歌われた。輪廻と反戦がテーマといわれる。ピーター・ポール&マリーも1962年のデビュー・アルバムに収録している。長らくスタンダード・ナンバーとして広く歌われている。しかし、最近は反戦フォークとしての意味が忘れられている。

沖縄反戦フォークの先頭を走り続けたまよなかしんやは「花はどこへ行った」にこだわる。日本で普及した翻訳は原意をうまく反映していないと、自ら訳し直して歌っている。

「若者たちは どこへ行った 若者たちは戦場へ 若者たちは今は墓の中 墓の周りは花でいっぱい」

シャリナウ公園に花はない。カブールでも、マザリシャリフでも、クンドゥズでも、花はわずかしか見かけない。ジャララバードからカブールへの道では、脇に戦車が落ちていた。マザリシャリフへの道では、沙漠の砂嵐に出会った。

アメリカの若者が戦場で斃れ、アフガニスタンの若者が沙漠に朽ちてゆく。イラクの若者も砂嵐の彼方に消えてゆく。闘う理由をもたない若者が戦場に送られ、互いに敵対し、憎悪をぶつけ合う。なぜ国家は戦争のサイクルを繰り返すのか。なぜ人々は過ちを繰り返すのか。辺野古の空に向かってまよなかしんやが歌う。

「教えてください 花はどこへ 野に咲く花はどこへ行った 教えてください 花はどこへ いつになれば 私たちはわかるの」

いつになれば